

技能検査の受検について（大型一種、中型一種、準中型、普通一種）

○ 受検資格

- 1 岡山県以外に免許証住所（免許証をお持ちでない方は住民票の住所）がある方で、現に岡山県内の届出自動車教習所で教習を受けていること。
 - 2 岡山県公安委員会（岡山県警察本部長）が発行した仮免許証を取得していること。
 - 3 受検しようとする大型一種・中型一種・準中型・普通一種の各免許に応じた年齢、既得免許、免許の取得期間等の受験資格を充足していること。
- 以上3項目の全てを満たしている方が受検できます。

○ 技能検査

実車による技能検査となります。
適性試験、学科試験はありません。

○ 申請に必要なもの

- ・ 運転免許証
（免許のない方は、本籍又は国籍の記載された住民票（コピーは不可。個人番号の記載がないもの）等）
- ・ 仮免許証
- ・ 申請用写真 縦3.0cm×横2.4cm 1枚（申請前6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景で正面を向いたもの、上三分身が写っているもの）
- ・ 手数料
- ・ 届出自動車教習所が発行する教習原簿

◎ 次のものは必要な方のみ持参してください。

- ・ 眼鏡等

○ 申請の場所・受付時間等

予約が必要です。

予約時に、受検日、受付時間等を確認してください。

場所：岡山県運転免許センター

○ 検査合格後の手続

検査に合格された方には、検査合格証明書を発行します。

検査合格に係る運転免許の申請手続は、岡山県ではできません。住所地を管轄する都道府県の公安委員会で申請してください。検査合格証明書を提出することにより、技能試験が免除されます。ただし、検査合格証明書の有効期間は、技能検査に合格した日から1年間です。